

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

I アンダーソン・毛利・友常法律事務所主催セミナー (上海オフィス)開催のお知らせ

アジア主要三カ国法律実務セミナー

～インドネシア、タイ、ベトナムの法制はどうなっているのか～

II 中国相談室

中国弁護士 胡 絢静

III 中国法令アップデート

- 価格告発受理規定(意見募集稿)(国家発展改革委員会)
- 国務院による養老サービスの発展の加速に関する若干意見(国務院)
- 企業破産法の適用の若干問題に関する規定(二)(最高人民法院)
- 最高人民法院、最高人民検察院によるインターネットを利用した誹謗実行等の刑事
案件の処理の法律適用の若干問題に関する解釈
- 営業税の増値税への転換徴収におけるクロスボーダー課税サービス増値税免税管理
弁法(試行)(国家税務総局)
- オンライン商品取引及び関連サービス管理弁法(意見募集稿)(国家工商行政管理
総局)
- 文字著作物使用報酬支払弁法(改正意見募集稿)(国家版權局)

IV 中国万感

～遺伝子組み換え食品についての誤解と不安～

顧問 李 彬

◆上海オフィス(日本安徳森・毛利・友常法律事務所駐上海代表処)開設のお知らせ◆

当事務所は、上海オフィスの開設に関する許可を中国の司法部から取得し、9月1日より業務を開始いたしましたので、お知らせいたします。中国の金融・経済の中心地である上海にオフィスを設置することにより華東地区以南の案件について利便性を向上させ、様々な中国関連案件に対し、これまで培ってきた中国業務の経験を生かし、中国の実情を踏まえたアドバイスを提供していく所存です。

【上海オフィスの概要】

名称:アンダーソン・毛利・友常法律事務所 上海オフィス
代表:弁護士 森脇 章
所在地:中華人民共和国上海市浦東新区世紀大道 100 号
上海環球金融中心 40 階
郵便番号:200120
TEL:+86-21-6160-2311(代表)
FAX:+86-21-6160-2312
E-MAIL:shanghai@amt-law.com

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

◆名古屋オフィス開設のお知らせ◆

当事務所は、9月24日に名古屋オフィスを開設し業務を開始いたしましたのでお知らせいたします。名古屋オフィスでは、東海地方の依頼者の皆様に、より密着した形で充実した法的サービスを提供することを目的とし、専門性の高い業務やクロスボーダーの法律問題に関するソリューションを、当事務所の東京および海外オフィスの弁護士と連携しつつ、ダイレクトに提供いたします。名古屋オフィスには、コーポレート、M&A、独占禁止法およびアジア関係の業務などの幅広い業務を手掛ける青柳良則弁護士が常駐し、あらゆる分野の法的サービスを、ワンストップで提供してまいります。

【名古屋オフィスの概要】

名称:アンダーソン・毛利・友常法律事務所 名古屋オフィス
代表:弁護士 青柳 良則
所在地:愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目 24 番 20 号
名古屋三井ビルディング新館 13 階
TEL:052-533-4770(代表)
FAX:052-533-4772
E-MAIL:nagoya@amt-law.com

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

◆シンガポールオフィス開設のお知らせ◆

この度、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、日本企業の海外での事業展開をサポートできる体制を拡充すべく、本年度中に、シンガポールにオフィスを開設することになりましたので、お知らせします。

※詳細は[こちら](#)をご覧ください。

I アンダーソン・毛利・友常法律事務所主催セミナー (上海オフィス)開催のお知らせ

アジア主要三カ国法律実務セミナー

～インドネシア、タイ、ベトナムの法制はどうなっているのか～

世の中がアジア投資へシフトし始めて久しい。中国の法務や人事に追われる毎日を過ごしつつも、アジア諸国が今どうなっているのか関心をお持ちの方も少なくないものと思われます。また、最近、上海に駐在しながら、ASEAN 地域に所在するグループ法人の監督を同時に行っている方もいらっしゃると思います。そこで、今回は、弊上海オフィス開設にあわせ、主要 ASEAN 諸国の法制の基礎をご紹介しますセミナーを準備しました。インドネシア、タイ、ベトナムで実際に働いている新進気鋭の弁護士をここ上海に集め、ごく基本的なポイントについて、コンパクトに解説いたします。

◆日 時： 2013 年 10 月 11 日(金) 14:00～17:00(中国時間)

◆場 所： SWFC3 階 セミナールーム

(上海市浦東新区世紀大道 100 号上海環球金融中心)

◆受講料： 無料

◆定 員： 50-70 名(会場の都合上、座席に限りがありますので、お早めにお申し込みください)

◆対象者： 日々、ASEAN の法務マターを取り扱っておられる法務、経営企画、人事等のご担当者。日系企業の総経理、アジア総代表等の方で、ASEAN 諸国の法制(会社法、M&A 法制、労働法等)にご興味がおありの方。日常的に ASEAN マターを取り扱っているわけではないが、自身のキャリアアップなどの目的で、知識を身につけたい方。

◆セミナーの主な内容：

インドネシア、タイ、ベトナムの各国の法制度につき、まず初めに知っておくべき進出形態、外資規制、労務問題等につき広く解説いたします。

I 開会の挨拶(パートナー弁護士 上海オフィス首席代表 森脇 章)

II タイの法制度(弁護士 安西 明毅)

III ベトナムの法制度(弁護士 三木 康史)

IV 休憩

V インドネシアの法制度(弁護士 池田 孝宏)

VI 質疑応答

VII 閉会の挨拶(パートナー弁護士 上海オフィス首席代表 森脇 章)

※詳細は**最終ページ**をご覧ください。

II 中国相談室



中国弁護士 胡 絢静

Q: 近時公布された中国商標法の改正法について、重要な改正点はどのような点でしょうか。

A: 1982年に制定された中国商標法は、過去に1993年及び2001年にそれぞれ改正が行われました。2013年8月30日に公布された直近の改正法(2014年5月1日施行)は、これまで問題点が指摘されていた商標出願の審査期間の長期化、冒認出願の横行、及び商標権侵害行為に対する処罰の不十分さなどについて改正が行われています。以下は、主な改正点について紹介します。

1. 商標出願の審査手続の簡略化

商標出願件数の急増及び審査当局(商標局)のヒューマン・パワーの不足により、商標出願の審査期間は平均すると30ヶ月~40ヶ月以上かかると言われています。この点について、改正案は、以下の制度を導入し、審査手続の簡略化を図ろうとしています。

(1) 一出願多区分制度(22条2項)、電子出願制度(22条3項)。

現行法では商品の区分ごとに出願を行う必要があります。この点、改正法は、一つの申請において複数の区分について同一の商標出願をすることができると決めました。また、書面方式の出願に加えて、電子データによる出願の方式も認められるようになりました。

(2) 審査期間の限定

予備的査定の完了期間を9ヶ月、出願拒絶に対する不服に関する審判手続きを9ヶ月、予備的査定が終了し、公告された商標に対する異議申立に対する審査期間を12ヶ月とするなど、商標出願審査にかかわる各種の審査・審判手続きの期間が定められました。また、特殊な事情がある際は、出願拒絶に対する不服に関する審判手続については3ヶ月、予備的査定後に公告された商標に対する異議申し立てについての審査期間については6ヶ月の延長期間が可能です(28条、34条、35条)。

(3) 異議申立て制度の改正

現行法では、異議申立ての主体や理由は限定されず、だれでも異議を申立てることができます。改正法では、異議申立て理由によって、先行権利者または利害関係者のみが異議を申立てることができることと規定しました(33条)。異議申立権者の制限により、濫用的な異議申立てが防止されることが期待されます。

2. 公正な市場秩序を害する行為の抑制に関する規定の整備

(1) 著名商標の認定について

これまで著名商標の取得は、一種の名誉であるかのように考える企業や地方政府も少なくありませんでした。著名商標を保有する企業に対して奨励金を与える地方政府も存在します。しかし、著名商標制度は本来商標に関する紛争を解決するために設けられた制度であり、企業の宣伝や広告に使われることは制度の趣旨と異なります。この点を踏まえ、改正法によれば、商品、商品包装・容器、または広告宣伝・展示その他の商業活動において、「著名商標」の表示を使用してはならないことと定められました(14条)。それに違反して「著名商標」の表示を使用した場合は、10万円の過料を課すことが可能です(53条)。

(2) 冒認出願対策の強化

取引関係などを通じて他人がすでに使用している未登録商標を明らかに知った上で、無断で当該未登録商標を出願する行為の禁止に関する規定が加えられました(15条)。これまでこの種の行為が頻発しているにもかかわらず、規制が不十分であったため、不利益を受けた企業も少なくありませんでした。商標保有者はできるだけ早い段階に中国での出願を行うことはもともとですが、出願できなかった場合は、すでに当該商標を使用していることに関する証拠等を提出して登録の拒絶を求めるといった対策が考えられます。

3. 商標権侵害行為に対する処罰規定の強化

(1) 権利侵害行為の態様

商標権侵害行為として、他人の商標権侵害行為に便宜を図り、侵害行為の実施に協力する行為が加えられました(57条6号)。これにより、直接に権利侵害行為を実施していないが、侵害行為に参与、協力した者についても責任を追及できることが明確になりました。

(2) 懲罰規定の新設

改正法は商標権侵害行為について懲罰的賠償規定を新設しました。改正法によれば、悪意により商標権を侵害し、情状が深刻な場合は、①権利者が侵害により受けた実際の損失、②侵害者が侵害により得た利益、③商標使用許諾費の順で認定される額の1倍から3倍までを賠償額として課すことができます。また、上記①から③の方法によって賠償額を確定できない場合の法定賠償額の上限額を、現行法の50万元から300万元に引き上げました。また、賠償額の確定において、裁判所は侵害者に侵害行為に関する帳簿、資料の提供を命じることができます。侵害者が提供を拒否し、または偽造の帳簿、資料を提供した場合、裁判所は権利者の主張及び提出証拠を参照し、損害賠償額を確定することができます(63条)。当該規定の活用により、立証の困難により賠償額が低額にしか認定されない事態が改善されることが期待されます。

(3) 商標権者の使用義務

商標権侵害者に対して損害賠償を請求する際に、商標権者は直近の3年間において商標を実際に使用していることに関する証拠の提出を裁判所に求められる可能性があります。立証できない場合は、損害賠償が認められなくなる可能性があるため、商標権者は実際に商標を使用していたことに関する証拠を普段から保存しておく必要があります。

以上

Ⅲ 中国法令アップデート



弁護士 石黒 昭吉

弁護士 濱本 浩平

最新中国法令の解説

<価格法>

価格告発受理規定(意見募集稿)(国家发展改革委員会)

[ポイント] 2004年に公布・施行された「価格違法行為告発規定」を修正するものである。主要な修正点としては、(i)これまで告発に必要とされていた関連する証拠の提出が不要とされ、証拠の提出を伴う書面での告発を優先的に処理するとされていること、(ii)行為から2年以内に発覚しなかった違法行為に関する告発を受理しないことが明らかにされていること、(iii)消費者が告発と同時に「価格告訴」を行うことができ、「価格告訴」に基づき調停・訴訟が行えるとされていること、(iv)社会的影響の大きい事件の公表が規定されていること等を挙げることができる。

(意見募集期間:2013年9月18日~同年10月18日)

[原文] [价格举报受理规定\(征求意见稿\)](#)

<養老サービス>

国務院による養老サービスの発展の加速に関する若干意見(国務院)

[ポイント] 商務部が省レベルの政府に対して養老サービスの一層の発展を指示するものであり、特に、養老サービスに対する土地の供給と税制優遇政策について言及されている点が注目される。すなわち、営利性養老機構に対して、建設用地を優先的に供給すべきこと、行政費用の半減、内資・外資に同等の税制優遇措置を与えるべきこと等が規定されている。具体的な施策の内容は今後制定される規定によることになるが、今後の養老サービス分野への投資の増加が期待される。

(2013年9月6日公布施行)(国発[2013]35号)

[原文] [国务院关于加快发展养老服务业的若干意见](#)

<破産法>

企業破産法の適用の若干問題に関する規定(二)(最高人民法院)

[ポイント] 企業破産法に関する2つめの司法解釈であり、(i)破産手続の対象となる債務者財産の範囲、(ii)破産手続開始前に開始されていた手続(破産者に関する訴訟、執行、保全等)の破産手続開始後の取扱い、(iii)管財人の否認権、(iv)破産者に関わる訴訟時効、(v)所有権留保売買の破産手続における取扱い、(vi)取戻権、(vii)相殺権等、規定は多岐にわたっている。特に注目すべきものとしては、所有権留保売買の目的物の所有権に基づき取戻しができるとされていること(ただし代金の75%が支払われた場合は不可)、担保権の被担保債権の弁済は弁済時の担保物の時価が弁済額を下回らない限り否認の対象とならないこと等が挙げられる。

(2013年9月5日公布、同月16日施行)(法釈[2013]22号)

[原文] [最高人民法院关于适用《中华人民共和国企业破产法》若干问题的规定\(二\)](#)

<刑法>

最高人民法院、最高人民検察院によるインターネットを利用した誹謗実行等の刑事案件の処理の法律適用の若干問題に関する解釈

[ポイント] 本解釈は、「刑法」などに基づき、インターネットを利用した侮辱罪、誹謗罪(刑法第246条)、挑発騒乱罪(刑法第293条)、恐喝罪(刑法第274条)、違法経営罪(刑法第225条)等について、その適用範囲や適用基準を明らかにしたものである。例えば、誹謗罪につき、閲覧回数が5000回以上または転送回数が500回を超えた場合には、「情状が重大」であるものとされ、刑罰の対象となることが明らかにされている。

(2013年9月6日公布、同月10日施行)(法釈〔2013〕21号)

[原文] [最高人民法院、最高人民検察院关于办理利用信息网络实施诽谤等刑事案件适用法律若干问题的解释](#)

<増値税改革>

営業税の増値税への転換徴収におけるクロスボーダー課税サービス増値税免税管理弁法(試行)(国家税務総局)

[ポイント] 本弁法(試行)は、「全国的な交通運輸業及び一部の現代サービス業展開についての営業税の増値税への転換徴収試験税務政策に関する通知」(2013年6月17日付けNL参照)により営業税から増値税への転換が行われているサービス業の一部につき、国内の単位及び個人が国外に対して一部の課税サービスを提供する場合の増値税を免税することを定めたものである。例えば、中国国内の単位が国外に対して研究開発及び技術サービス、情報技術サービスを提供する場合などが免税の対象として挙げられている。

(2013年9月13日公布、同年8月1日施行)(国家税務総局公告2013年第52号)

[原文] [营业税改征増値税跨境应税服务増値税免税管理办法\(試行\)](#)

<Eコマース>

オンライン商品取引及び関連サービス管理弁法(意見募集稿)(国家工商行政管理総局)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、「消費者権益保護法」、「製品品質法」等の法律に基づき、現行の「オンライン商品取引及び関連サービス行為管理暫定弁法」(2010年6月23日付け法令調査報告書ご参照)に替わるものである。本弁法では、オンライン商品経営者や関連サービス経営者が消費者などの情報を収集し、使用する場合には、収集、使用目的、方法、範囲を明示の上、被収集者の同意を得るべきことが定められており、個人情報の保護が強化されていることが注目される。

(意見募集期間:2013年9月11日~同年10月11日)

[原文] [网络商品交易及有关服务管理办法\(征求意见稿\)](#)

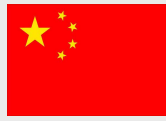
<知的財産権>

文字著作物使用報酬支払弁法(改正意見募集稿)(国家版權局)

[ポイント] 本弁法(改正意見募集稿)は、「著作権法」等に基づき、文字を使用した著作物に対する報酬の額などを定めたものであり、現行の「文字著作物出版報酬規定」に替わるものである。報酬の額は、第一次的には当事者の約定によって定められ、約定がないか又は不明確である場合に本弁法が定める報酬額が適用される。本弁法では、上記規定と比較し、全体的に報酬の額が引き上げられている。

(意見募集期間:2013年9月23日~同年10月31日)

[原文] [使用文字作品支付报酬办法\(修订征求意见稿\)](#)



中国万感



【遺伝子組み換え食品についての誤解と不安】

顧問 李 彬

秋は果物と野菜をたっぷり食べる季節である。最近ではミニトマト、ミニキュウリ等が普通サイズの品種よりもおいしくて食べやすいので人気が高い。ただ、中国では、このようなミニ●●的な食品は殆ど遺伝子組み換え食品であり、健康に悪いので危険であるという話もよく耳にする。

最近、中国の大手新聞紙である「人民日報」が中国農業部及び専門家に取材して中国での遺伝子組み換え食品の現状について報道したことが話題となっている。当該報道によれば、中国では農業部門の審査を経て栽培が実用化されている遺伝子組み換え農産物は綿花とパパイヤのみであり、加工原料用の輸入が許可されている遺伝子組み換え農産物には、大豆、トウモロコシ、アブラナ、綿花、てんさいがあることが判明した。すなわち、一般的に流通しているミニトマト、ミニキュウリが遺伝子組み換え食品であるという話は大きな誤解である。

今回の報道によって、中国の遺伝子組み換え食品の現状についてある程度明らかにはなった。しかし、遺伝子組み換え農産物の使用についての表示を強制する法律は存在しないため、スーパーで加工食品等を買う際に抱く漠然とした不安感を払拭するまでには至っていない。ただ、最近では、メーカーが自主的に遺伝子組み換え農産物の使用についての表示を行う例も増えており、消費者の食品の安全性に対する関心の高さがうかがえる。

TOPICS

2013年9月

当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士、アソシエイト、矢上浄子弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「中国における独占的協定の規制と最近の執行事例の紹介」
（「国際商事法務」 Vol.41, No.9(2013)）

2013年9月12日

当事務所のパートナー、中川裕茂弁護士が、日中投資促進機構の2013年度第2回経営問題研究会において「日本の企業が中国で訴訟・仲裁を申し立てられるケースと実務的対策～現地での経験を踏まえて～」と題する講演を行い、事例の解説を通して、日本人の法務担当者の常識と大きく異なる、中国での紛争解決の実情を解説しました。



本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)、中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)又は若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)までご遠慮なくご連絡下さいませよう、お願いいたします。

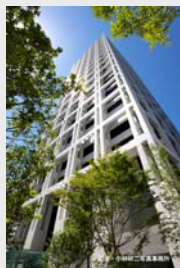
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.comまでご連絡下さいませようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)	(上海オフィス)
森脇 章	中川 裕茂	森脇 章
中川 裕茂	濱本 浩平	
若林 耕	李 加弟	
石黒 昭吉	李 彬	
屠 錦寧	杜 雲華	
胡 絢静	安 然	
許 明義		
呉 暁青		

CONTACT INFORMATION



アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒107-0051
東京都港区元赤坂一丁目2番7号
赤坂Kタワー
Tel: 03-6888-1000 (代表)
Email: inquiry@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.com/>



安德森・毛利・友常律師事務所北京代表處

中華人民共和國北京市朝陽區東三環北路5号
北京發展大廈809室
郵編100004
Tel: +86-10-6590-9060(代表)
Email: beijing@amt-law.com
URL: <http://www.amt-law.cn>



安德森・毛利・友常律師事務所駐上海代表處

中華人民共和國上海市浦東新區
世紀大道100号 上海環球金融中心40階
郵編200120
Tel: +86-21-6160-2311(代表)
Email: shanghai@amt-law.com

アジア主要三カ国法律実務セミナー

「インドネシア、タイ、ベトナムの法制はどうなっているのか」

日本企業による中国以外のアジア諸国への投資が加速しています。中国の法務や人事に追われる毎日を過ごしつつも、アジア諸国が今どうなっているのか関心をお持ちの方も少なくないものと思われます。また、最近では、上海に駐在しながら、ASEAN 地域に所在するグループ法人の監督を同時に行っている方もいらっしゃいます。そこで、今回は、当事務所上海オフィス開設にあわせ、主要 ASEAN 諸国の法制の基礎をご紹介しますセミナーを準備しました。インドネシア、タイ、ベトナムで実際に働いている新進気鋭の弁護士をここ上海に集め、ごく基本的なポイントについて、コンパクトに解説いたします。

セミナーの主な内容

インドネシア、タイ、ベトナムの各国の法制度につき、まず初めに知っておくべき進出形態、外資規制、労務問題等につき広く解説いたします。

I 開会の挨拶

パートナー弁護士 上海オフィス首席代表 森脇 章

II タイの法制度

弁護士 安西 明毅

III ベトナムの法制度

弁護士 三木 康史

IV 休憩

前半に関するご質問がございましたら、当日お配りします質問票にご記入のうえ、本休憩時間内にご提出いただければ幸いです。質疑応答にてご回答いたします。

V インドネシアの法制度

弁護士 池田 孝宏

VI 質疑応答

VII 閉会の挨拶

パートナー弁護士 上海オフィス首席代表 森脇 章

◆日時： 2013年10月11日（金） 14:00～17:00

◆場所： SWF C3階 セミナールーム
（上海市浦東新区世紀大道100号上海環球金融中心）

◆受講料： 無料

◆定員： 50～70名（会場の都合上、座席に限りがありますので、お早めにお申し込みください）

◆対象者： 日々、ASEANの法務マターを取り扱っておられる法務、経営企画、人事等のご担当者。日系企業の総経理、アジア総代表等の方で、ASEAN諸国の法制（会社法、M&A法制、労働法等）にご興味がおありの方。日常的にASEANマターを取り扱っているわけではないが、自身のキャリアアップなどの目的で、知識を身につけたい方。

講師の紹介

安西 明毅： 日本弁護士。アンダーソン・毛利・友常法律事務所所属。バンコクの Weerawong, Chinnavat & Peangpanor Ltd に勤務中。マレーシアおよびタイにおいて都合3年の勤務経験を有する。M&A や一般会社法務のほか、金融取引にも造詣が深い。

三木 康史： 日本及び米国ニューヨーク州弁護士。アンダーソン・毛利・友常法律事務所所属。ホーチミンの VILAF 法律事務所に勤務中。論文「インドネシア・タイ・ベトナムの M&A における実務上の留意点 (1)」(ビジネスロー・ジャーナル 2013年10月号) (共著)。

池田 孝宏： 日本及び米国ニューヨーク州弁護士。アンダーソン・毛利・友常法律事務所所属。ジャカルタの Roosdiono & Partners 法律事務所に勤務中。論文「インドネシア・タイ・ベトナムの M&A における実務上の留意点 (1)」(ビジネスロー・ジャーナル 2013年10月号) (共著)。

◆申込み： お申し込み専用ウェブサイトからお申し込みいただくか、下記の申込書に必要事項を記入のうえ、10月9日（水）迄に、アンダーソン・毛利・友常法律事務所上海オフィスセミナー事務局まで、メールまたはファックスにてお申し込みください。お申し込み専用ウェブサイト：<http://www.amt-law.com/seminar/amt20131011sh/>

◆お問合せ： アンダーソン・毛利・友常法律事務所上海事務所セミナー事務局
メール：Project_SH_Seminar@amt-law2.com 電話：021-6160-2311（森脇）

メール：Project_SH_Seminar@amt-law2.com 又は FAX: 021-6160-2312 *番号をお間違えないようお願い致します。

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 アジア主要三カ国法律実務セミナー
「インドネシア、タイ、ベトナムの法制はどうなっているのか」参加申込書

会社名			
ご氏名		ご氏名	
ご住所			
TEL		FAX	
E-mail			

◆個人情報の取り扱いについて：お申し込みの際にご記入いただきました個人情報は、当事務所のプライバシーポリシーに従って適切に管理いたします。

※なお、上海での本セミナーのほか、10月15日（火）には当事務所名古屋オフィスの開設にあわせ名古屋において、また、10月17日（木）・18日（金）には東京でも東南アジアセミナーを開催する予定です。案内をご希望される方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

※当事務所セミナー開催情報の送付を今後ご希望されない方は、お手数ですが、Project_SH_Seminar@amt-law2.com までご連絡ください。